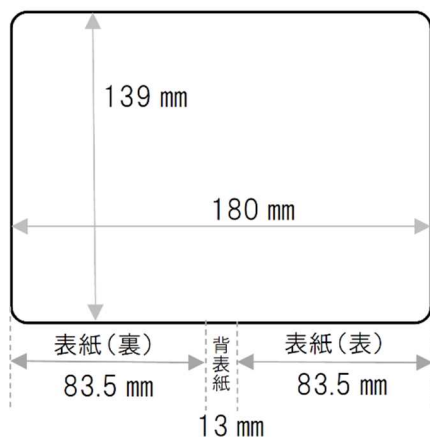
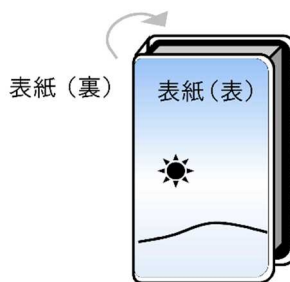


# 「2022年版滋賀県民手帳」表紙写真募集要領

- 1 募集期間 令和3年5月24日（月）～令和3年6月30日（水）
- 2 募集内容 2022年版滋賀県民手帳の表紙に掲載する、滋賀県で撮影された滋賀らしい写真を募集します。
- 3 応募資格 本要領に同意いただける方であれば、どなたでも応募が可能です。
- 4 応募方法 **【メールの場合】**  
写真データと必要事項を記載した応募用紙を滋賀県統計協会（以下、「当協会」という。）メールアドレス（cv0009@pref.shiga.lg.jp）までお送りください。  
**【郵送の場合】**  
CD または DVD での写真データと必要事項を記載した応募用紙を当協会（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）までお送りください。なお、郵送費用は、応募者にて御負担ください。 ※募集期間最終日の6月30日（水）必着
- 5 掲載される表紙のサイズ 縦 139 mm×横 180 mm  
表紙のサイズに合わない場合は、当協会事務局でトリミング等編集を行う場合がありますので御了承ください。  
組み合わせ写真も可とします。



(完成イメージ図)



<参考>  
2021年版手帳  
(定番デザイン)



※表紙は、リバーシブル仕様です。  
片面は定番の単色、県章・西暦入りで、  
ビニールカバーを外して入替えが可能です。

- 6 賞 採用者（1名）に2022年版滋賀県民手帳5冊を贈呈します。  
採用写真は、年間販売数約10,000冊（令和3年11月発売開始）の滋賀県民手帳の表紙に掲載されます。
- 7 注意事項
  - ・ 応募作品は未発表かつ応募者自身が滋賀県内で撮影し、一切の著作権を有するオリジナル作品に限ります。同一または類似作品が規模の大小にかかわらず、他のコンテスト（WebサイトやSNSで実施されているものを含む。）等に応募中もしくは応募予定の作品、または過去に入賞した、もしくはすでに公開された作品（雑誌や写真集等に掲載された作品、SNS等で公開された作品を含みますが、これらに限られません。）は応募できません。また、コンテストに限らず、公刊誌に掲載された作品、ポスター等に印刷等されて公の場に掲示された作品についても発表済みとみなし、応募できません。
  - ただし、応募者本人が制作した少数部の冊子（同人誌等）や販売目的でない写真集に掲載された作品、応募者本人の制作による個人のWebサイトやブログ、SNSアカウント等に掲載された作品、および個人やグループによる審査のない写真展等に出品された作品については、応募することができます。
  - ・ 写真に写りこんでいる被写体（人物・建物等）の肖像権やプライバシーに十分配慮してください。必ず投稿者の責任において撮影対象関係者の承諾を得てください。
  - ・ 応募者1人につき1作品のみ応募可能です。
  - ・ 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
  - ・ 応募作品については原則として返却しません。
  - ・ 表紙に掲載する写真の画素数・解像度は、2260×1915ピクセル・350dpi程度です。サイズ調整等、使用のために必要な範囲において当協会事務局で編集する場合があります。

- ・未成年者の方は、応募に当たり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。
- ・本要領の内容については、当協会の判断により変更することがあります。既応募者が変更内容に同意できない場合は、応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ・募集要領の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募に関して紛争が生じた場合には、大津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- ・本要領に取り決めのない事項については、当協会の判断により決定します。

## 8 著作権等

- ・採用写真には、制作の都合上修正を加える場合があります。
- ・採用写真の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当協会に無償で譲渡するものとします。また、当該写真に関する著作者人格権を当協会およびその指定する者に対して行使しないこととします。
- ・応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・採用作品について、当協会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web 等において無償でこれを使用できるものとします。
- ・応募者は、第三者の著作権等の権利を侵害するおそれがないこと、およびすでに他の地域で採用されたものに類似のものではないことを可能な限り確認してください。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理してください。

## 9 個人情報

- ・応募者の個人情報の取扱いについては、写真の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、採用者の氏名、写真の説明については、事前に本人の了承を得て公表する場合があります。
- ・表紙の写真には、採用者の希望により採用者の氏名を当協会事務局が指定する部分に入れることが可能です。

## 10 審査・結果

- ・当協会事務局が設置する審査会により審査を行い、採用作品を決定します。選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。
- ・次の作品については、審査の対象外とし、採用後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害等は、当協会では負いかねますので、御留意ください。
  - ①必要事項が記載された応募用紙またはそれに準じたものがない作品
  - ②応募者 1 人につき 2 作品以上提出された応募者の作品
  - ③掲載される表紙の縦横比と大幅な乖離がある作品
  - ④滋賀県外で撮影された作品
  - ⑤第三者の著作権等の権利を侵害するおそれのある作品
  - ⑥既に他の地域で採用された作品または採用されたものに類似の作品
  - ⑦政治的・宗教的・商業的・差別的メッセージを含む作品
  - ⑧反社会的な要素、誹謗中傷を含む作品、公序良俗その他法令の規定に反するものに該当する作品
- ・採用の決定については、令和 3 年 8 月中旬に採用者に直接通知します。また、滋賀県のホームページ等で発表します。ただし、選考の都合上、発表時期が前後する場合があります。なお、不採用者への通知は行いません。
- ・本要領に沿った作品であるか再度確認する目的で、採用者に対して採用決定の通知後、誓約・承諾書の提出を求めますので、必要事項を記載のうえ提出してください。期限までに提出いただけない場合は、3 募集資格（本要領に同意いただける方）を満たさないと見なし、採用を取り消すことがあります。

## 問合せ先

滋賀県統計協会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号（滋賀県統計課普及係内）  
TEL：077-528-3393 / MAIL：cv0009@pref.shiga.lg.jp